

# 番号制度に係る地方税業務システム検討会 開催要綱

## 1. 趣 旨

社会保障・税に関わる番号制度（以下、「番号制度」という。）については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」及び関連法案が平成 25 年 5 月 24 日に成立した。これにより、平成 28 年 1 月より「番号」の利用が開始となる予定であり、また、平成 29 年 7 月より地方団体の情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が開始となる予定である。

番号制度の導入により、地方税分野においては、各種所得情報や扶養情報について、番号を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握が行えるようになることが期待されている一方、事務・手続きの簡素化、負担の軽減の観点から、情報提供ネットワークシステムを通じて社会保障分野へ所得情報等の提供を行うことが想定される。

こうした番号制度に対応するため、「番号」を用いた税務情報の管理や情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得、所得情報の提供など制度的な対応について検討するとともに、地方団体が番号制度を有効に活用できるよう検討を行う。

## 2. 名 称

本検討会の名称は、「番号制度に係る地方税業務システム検討会」（以下「検討会」という。）とする。

## 3. 検 討 項 目

- (1) 地方税分野における番号制度の導入に向けての制度的対応
- (2) 地方税分野における番号制度の活用について

## 4. 構 成 員

別紙のとおり。

## 5. 運 営

- (1) 総務省自治税務局市町村税課長が検討会を主宰する。
- (2) 総務省自治税務局市町村税課長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (3) 会議は公開しないが、研究会終了後、配布資料（一部を除く）を公表する。また、速やかに議事概要を作成し、これを公表するものとする。

## 6. そ の 他

検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。